

日本小児呼吸器学会地方会規程

第 1 条 学会員の地域活動として、地方会を組織することができる。

第 2 条 地方会の認定基準

1. 地方会の代表者は日本小児呼吸器学会会員であること。
2. 年 1 回以上定期的に学術集会を開催していること。

第 3 条 地方会の認定

1. 地方会設立を申請する場合は、学会事務局に必要な書類を提出し、運営委員会の審議で決定する。
2. 申請方法（必要書類など）は、別に定める。

附 則

1. 本規程は、平成 29 年 4 月 14 日から 1 年間を試行期間とし、その後に完全実施とする。